

平成 30 年 3 月 15 日
地震火山部

草津白根山（本白根山）を対象とする噴火警戒レベルを新たに 設定し、運用を開始します

草津白根山（本白根山）を対象とする噴火警戒レベルを新たに設定し、
3月16日14時より運用を開始します。

これまで、草津白根山については、草津白根山全体を対象とする噴火警戒レベルの運用を行ってきたところです。1月23日の本白根山の噴火を受け、草津白根山防災会議協議会において、草津白根山の噴火警戒レベルについて協議を行いました。その結果、草津白根山（本白根山）と草津白根山（白根山（湯釜付近））を対象とする噴火警戒レベルを運用することとなりました。草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベルは、3月16日14時より運用を開始いたします。

気象庁では、これを適用した噴火予報や噴火警報等[※]の発表を行うこととし、草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベルの運用開始時点で、火山活動に特段の変化がない場合は、「火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）」を発表します。

また、従来、草津白根山の湯釜付近を中心として運用してきた噴火警戒レベルは、3月16日14時より草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベルとして噴火予報や噴火警報等[※]の発表を行うこととし、火山活動に特段の変化がない場合は、「噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）」を発表します。

※当面の間、草津白根山（白根山（湯釜付近））及び草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベルは、草津白根山の噴火警報・噴火予報等の本文中に示し発表します。

問合せ先：地震火山部火山課火山監視・警報センター 担当 白土
電話 03-3212-8341（内線 4524） FAX 03-3212-3648